

広報「社協 有田川」有料広告掲載要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人有田川町社会福祉協議会（以下「当会」という。）が発行する広報「社協 有田川」（以下「広報」という。）の紙面に掲載する有料広告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（掲載基準）

第2条 広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）投機的商品の広告
- （2）出資者及び出資金の募集広告
- （3）靈感商法などの不良商法と認めるものの広告
- （4）債権取り立て、回収等の広告
- （5）消費者金融の広告
- （6）特殊な結社団体の広告
- （7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- （8）興信所等の広告
- （9）法規に触れる危険物の販売広告
- （10）危険を伴う民間療法の広告
- （11）人権を害するおそれがある広告
- （12）法律で禁止されている商品や、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- （13）他を誹謗、中傷又は排斥する広告
- （14）当会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- （15）非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
- （16）社会的に不適切な広告
- （17）国内世論が大きく分かれている広告
- （18）社員、アルバイト、パート等の募集広告
- （19）その他会長が掲載を不適切と認める広告

（広告の規格及び掲載位置）

第3条 広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

- （1）掲載する広告原稿は原則モノクロとする。
- （2）広告の掲載位置は、原則として広報の表紙上段とする。
- （3）広告のサイズは縦 35 mm、横 65 mmとする。

（広告の内容等）

第4条 広告の内容及びデザイン等については、公共性及び広報のイメージ、デザイン等を保持するため、次に定める事項を順守しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる内容に抵触しないこと。
- (2) 文字と背景のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (3) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (4) 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は申込者において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とする。
- (5) 会長は、広告の内容が前各号に抵触又はそのおそれがあるときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載料)

第5条 掲載料は1ヶ月1枠3,500円を最低価格とする申請額を基に決定した金額とする。ただし、申請時に連続掲載を申請する場合は次の割引率を適用する。

	割引率
2ヶ月・3ヶ月	5%
4ヶ月・5ヶ月	10%
6ヶ月・7ヶ月	15%
8ヶ月・9ヶ月	20%
10ヶ月・11ヶ月	25%
12ヶ月	30%

(掲載料の納入)

第6条 広告掲載の許可を得た場合は、決定後1週間以内に当会の指定する方法で掲載希望期間に係る掲載料の全額を納入しなければならない。

(掲載料の還付)

第7条 既納の掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告掲載が決定した後に当会の責めに帰する事由により、広告を掲載することができなかったときは、掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利息を付さない。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、広報及びホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込みは、掲載希望月の前々月15日までに有料広告掲載申請書（様式第1号）に広告案及び広告主の業務内容が分かるもの（会社案内、企業広告等）を添えて提出しなければならない。

2 広告内容に変更が生じたときは、掲載月の前々月20日までに有料広告掲載内容変更届（様式第4号）に変更しようとする広告原稿を添えて提出しなければならない。

3 提出する広告原稿は、電子データ及びプリントアウトしたものとする。

(広告掲載の決定)

第 10 条 会長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、この要綱に適合するか審査し、掲載の可否を判定する。

2 申込みが多数の場合は、次に掲げる順位により掲載を決定する。

- (1) 町内に本社、本所等を置く広告主。
- (2) 長期（複数連続月）の申込みを行なった広告主。
- (3) 最も高額な掲載料の申請をした広告主。
- (4) 抽選により決定する。

3 会長は、前項の規定により広告の掲載または非掲載を決定したときは、当該申請者に通知する。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

なお、この場合、納付済みの掲載料の還付は行わない。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 第 9 条第 2 項の規定による手続きを広告主が行なわないとき
- (4) 第 4 条 (5) の求めに対し、広告の内容等の変更を広告主が行なわないとき
- (5) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき

(広告の掲載期間)

第 12 条 広告掲載期間は 1 ヶ月単位とし、連続する掲載期間は最長 12 ヶ月とする。ただし、年度を超えることはできない。

(広告主の責任等)

第 13 条 広告主は、掲載した広告の内容について一切の責任を負う。

2 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。